

平成27年度点検防衛監察の結果について

平成28年9月7日
防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1	全般	1
第 2	点検防衛監察	1
1	監察の基本的考え方	1
(1)	趣旨	1
(2)	監察の観点	1
2	対象の概要	1
(1)	対象機関等	1
(2)	内容	2
(3)	延べ人数	2
第 3	監察の結果	2
1	入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況	2
2	年度末における適正な予算執行に係る改善状況	2
3	総括	3
別紙	実地監察の対象機関等	4

第1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成27年度に実施した「入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況」及び「年度末における適正な予算執行に係る改善状況」に関する点検防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 点検防衛監察

1 監察の基本的考え方

(1) 趣旨

「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（平成21年12月21日防衛大臣指示第6号。以下「21年度大臣指示」という。）の「各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証態勢の強化を図ること」（以下「入札結果の検証態勢の強化等」という。）に関し、その後の定期防衛監察においても、全く取組が行われていない機関等が一部見られた。

また、「平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（平成23年11月21日防衛大臣指示第6号。以下「23年度大臣指示」という。）における「年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行を行うことを厳に慎むよう関係職員に十分理解させること」に関し、平成24年度定期防衛監察において、一部の機関等で、調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行（以下、このような調達を「ゼロ調整」という。）が疑われる案件が認められた。

このような状況を踏まえ、平成27年度も引き続き、「入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況」及び「年度末における適正な予算執行に係る改善状況」の観点から点検防衛監察を実施することとした。

(2) 監察の観点

ア 入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況

21年度大臣指示の趣旨に照らして業務が適切に実施されているか否かという観点から監察を行った。

イ 年度末における適正な予算執行に係る改善状況

23年度大臣指示の趣旨に照らして業務が適切に実施されているか否かという観点から監察を行った。

2 監察の概要

(1) 対象機関等

調達業務において指導監督すべき立場にある陸海空の各幕僚監部（以下

「監督機関等」という。)からの指導監督が届きにくい遠方にある機関等、計16箇所を対象とした。

対象機関等については別紙のとおりである。

(2) 内容

契約関係書類の調査を行った。

(3) 延べ日数

監察に充てた延べ日数は16日である。

第3 監察の結果

1 入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況

平成27年度監察では、事後的検証の実施状況について調査したところ、全ての対象機関等において、検証が行われていた。また、ほとんどの対象機関等において、複数年度のデータを用いて検証を行う等、入札結果の事後的検証に対する職員の意識と取組が更に浸透し、定着しつつある状況が見られた。

一方で、全般的に平成26年度報告と比較して改善はなされているものの、依然として次のような事例も見られた。

- 検証を行っていたほとんどの対象機関等において、検証項目や検証対象品目を拡大できる余地が見られた。
- ある対象機関等において、その分析結果が抽象的で競争性の拡大及び公正性の確保につながっていなかった。

以上のことから、事後的検証は行われてはいるものの、更に取り組むべき余地がある状況が見られた。

監督機関等は、管理下の機関等の検証の実施状況やその問題点等を把握する等した上で、入札検証ツールや具体的な検証要領等について、じ後の教育・指導等に反映させ、競争性の拡大や公正性の確保のための検証が十分に行われるよう、引き続き指導・監督する必要がある。

また、管理下の機関等は、契約部署と調達要求部署との連携を図り、検証項目や検証対象品目を充実させる、複数年度にわたる入札結果を用いた分析をする等、実効性のある検証を実施するとともに、じ後の分析に用いることができるようにその結果を記録する等の措置を講じることが望ましい。

2 年度末における適正な予算執行に係る改善状況

平成27年度監察では、平成26年度末の契約状況を確認した限り、全ての対象機関等において、ゼロ調整が疑われる案件は見られなかった。

これは、対象機関等において、各種会議等の場を活用する等し、現場の実務担当者に対してゼロ調整防止の周知・徹底を図るよう指導している成果と考えられる。

ゼロ調整は、不必要な予算執行という点で問題となるだけでなく、契約を通じて特定の業者との関係が生じた場合に、それが談合の温床ともなり得るため、厳に慎む必要がある。

監督機関等は、引き続き、管理下の機関等に対し、ゼロ調整は許されないとの意識を浸透させるため、繰り返し教育・指導を行う必要がある。

また、管理下の機関等は、今後も、監督機関等の教育・指導の下、実務担当者に対してゼロ調整防止の周知・徹底を図るよう指導するとともに、適正な予算執行を継続する必要がある。

3 総括

平成27年度点検防衛監察の結果、入札結果の検証態勢の強化等については、第3第1項で記載したように更に取り組むべき余地はあるものの、検証態勢の強化に対する意識としては、全ての対象機関等において、概ね普及されている状況が見られた。

また、年度末における適正な予算執行については、全ての対象機関等において、前年度から指摘事項はなく、ゼロ調整は許されないとの意識が浸透している状況が見られた。

実地監察の対象機関等

対象機関等	
陸上自衛隊	航空学校宇都宮校 北海道補給処沼田弾薬支処 北海道補給処日高弾薬支処 関西補給処三軒屋弾薬支処
海上自衛隊	大村航空基地隊
航空自衛隊	第3輸送航空隊
自衛隊仙台病院	
自衛隊福岡病院	
自衛隊旭川地方協力本部	
自衛隊帯広地方協力本部	
自衛隊宮城地方協力本部	
自衛隊兵庫地方協力本部	
自衛隊島根地方協力本部	
自衛隊香川地方協力本部	
自衛隊長崎地方協力本部	
自衛隊鹿児島地方協力本部	